

下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 高度処理の推進のための流域別下水道整備総合計画制度の見直し関係

一 排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要がある公共水域の要件を、窒素含有量又は燐含有量に係る水質環境基準に現に適合しておらず、又は適合しないこととなるおそれが高く、かつ、その閉鎖性、水量その他の自然的条件からみて、当該水域に排出される下水に含まれる窒素又は燐が滞留しやすい状況にあると認められることとする事。 (第二条の二関係)

二 高度処理終末処理場から放流する下水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質の基準を、第六条第一項又は第三項の規定により、窒素含有量及び燐含有量について放流水の水質の技術上の基準として定められた数値(当該数値の上限が一リットルにつきそれぞれ二十ミリグラム及び三ミリグラムを超える場合並びに当該数値が定められていない場合にあつては、それぞれ二十ミリグラム以下及び三ミリグラム以下)とすること。 (第二条の三関係)

三 法第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体が、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、他の地方

公共団体が管理する特定終末処理場について定められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐^{りん}含有量を削減するために行う当該高度処理終末処理場の設置又は改築のうち一定のものに要する費用についての国の当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体に対する補助金の額を、当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、当該区分に係る下水道についての補助率を乗じて得た額とすること。

(第二十四条の二関係)

第二 雨水流域下水道制度の創設関係

雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の構造の技術上の基準を、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(第五条の五第七号関係)

第三 事故時の措置関係

一 事故時の措置を要する物質又は油を、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシ

ン類並びに同令第三条の三各号に掲げる油とすること。

(第九条の八関係)

二 事故時の措置の規定が適用されない場合を、次の場合とすること。

1 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

2 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の三各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

3 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

(第九条の九関係)

第四 排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準の見直し

一 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又はさくの設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていることとすること。
（第五条の四第三号関係）

二 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓とつ継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていることとすること。
（第五条の四第五号関係）

第五 施行期日その他

一 この政令は、平成十七年十一月一日から施行するものとする。ただし、第四の改正規定は、平成十八年四月一日から施行するものとする。
（附則第一条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。